

採用内定取消しの防止のための支援策 (事業主に対する助成金)

新規学卒者の採用内定取消しを防止するため、①内定取消しを行わずに雇用維持を図る事業主に対する雇用調整助成金の特例措置を設けるとともに、やむを得ず内定が取り消された場合でも、②内定取消しの対象となった学生を雇い入れる企業に対する助成措置を創設したところ。

①については20年12月から適用、②については21年2月から施行されたところであり、これらの助成金の活用を促進。

① 雇用調整助成金の支給 (別添1・2)

採用内定取消しを行わずに、新規学卒者を採用後直ちに休業・教育訓練(※1)・出向させることにより雇用の維持を図る場合には、雇用調整助成金の対象となるよう特例措置を設ける (20年12月9日から適用)

○ 中小企業 賃金等の5分の4を助成

○ 大企業 賃金等の3分の2を助成

(※1) 通常の入社時研修は除く

(※2) 一定の要件を満たす事業主については、助成率が上乗せされることがある。詳細は別添2パンフレットのとおり。(平成21年3月30日から適用。)

② 若年者等正規雇用化特別奨励金の支給 (別添3)

採用内定を取り消された就職未決定の学生を正規雇用する企業に対して、奨励金を支給 (21年2月6日から施行)

※ 支給額

対象者1人につき100万円 (大企業は50万円)